

平成27年度 第1回 長野県道路メンテナンス会議

日時：平成27年6月9日（火）

14:30 ~ 16:00

場所：長野市生涯学習センター
大学習室2・3

議事次第

1. 開会

2. あいさつ（長野国道事務所長）

3. 議事

- (1) これまでの動き
- (2) 平成27年度の取組について
- (3) 地方整備局からの情報提供

4. 閉会

長野県道路メンテナンス会議規約

(会議の名称)

第1条 本会は、「長野県道路メンテナンス会議」(以下、「会議」という。)と称する。

(会議の目的)

第2条 会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、長野県内の道路管理を効果的に行うため、各道路管理者等が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

(会議事項)

第3条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- (1) 道路施設の維持管理等に係る意見調整・情報共有に関すること。
- (2) 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
- (3) 道路施設の損傷事例や技術基準類等の共有に関すること。
- (4) その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

(会議の組織)

第4条 会議は、第2条の目的を達成するため、長野県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者及び会議が必要と認めるもので組織する。

2. 会議には会長及び副会長を4名置くものとし会長は国土交通省関東地方整備局長野国道事務所長、副会長は国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所長、長野県建設部道路管理課長、東日本高速道路株式会社関東支社長野管理事務所長、中日本高速道路株式会社八王子支社松本保全・サービスセンター所長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 会議の構成は「別表-1」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
5. 会議には、高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の代表者からなる、幹事会を置くものとし構成は「別表-2」のとおりとする。
6. 個別課題等についての検討・調整を行うため地区会議を置くこととし構成は「別表-3以下」のとおりとする。
7. 道路構造物等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口を、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所及び国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所に置く。

(幹事会)

第5条 幹事会は、幹事長の招集により開催するものとし、次の事項について調整する。

- (1) 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整
- (2) 会議における協議議題の調整
- (3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整
- (4) その他、会議の運営に際し必要となる事項の調整

(地区会議)

第6条 地区会議は、地区会議会長の招集により開催するものとする。

2. この地区会議の運営に必要な事項は別に定めるものとする。

(事務局)

第7条 会議の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所、国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所、長野県建設部道路管理課、東日本高速道路株式会社関東支社長野管理事務所及び中日本高速道路株式会社八王子支社松本保全・サービスセンターに置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成26年 5月 28日から施行する。

長野県道路メンテナンス会議 名簿

| | 所 属 | 役 職 |
|-----|------------------|-----------------|
| 会長 | 国土交通省関東地方整備局 | 長野国道事務所長 |
| 副会長 | 国土交通省中部地方整備局 | 飯田国道事務所長 |
| 副会長 | 長野県建設部 | 道路管理課長 |
| 副会長 | 東日本高速道路株式会社関東支社 | 長野管理事務所長 |
| | 東日本高速道路株式会社関東支社 | 佐久管理事務所長 |
| | 東日本高速道路株式会社新潟支社 | 上越管理事務所長 |
| 副会長 | 中日本高速道路株式会社八王子支社 | 松本保全・サービスセンター所長 |
| | 中日本高速道路株式会社名古屋支社 | 飯田保全・サービスセンター所長 |
| | 小諸市 | 建設課長 |
| | 佐久市 | 土木課長 |
| | 小海町 | 産業建設課長 |
| | 佐久穂町 | 建設課長 |
| | 軽井沢町 | 建設課長 |
| | 御代田町 | 建設水道課長 |
| | 立科町 | 建設課長 |
| | 川上村 | 産業建設課長 |
| | 南牧村 | 産業建設課長 |
| | 南相木村 | 振興課長 |
| | 北相木村 | 経済建設課長 |
| | 上田市 | 土木課長 |
| | 東御市 | 建設課長 |
| | 長和町 | 建設水道課長 |
| | 青木村 | 建設産業課長 |
| | 岡谷市 | 土木課長 |
| | 諏訪市 | 建設課長 |
| | 茅野市 | 建設課長 |
| | 下諏訪町 | 建設水道課長 |
| | 富士見町 | 建設課長 |
| | 原村 | 建設水道課長 |
| | 伊那市 | 建設課長 |
| | 駒ヶ根市 | 都市整備課長 |
| | 辰野町 | 建設課長 |
| | 箕輪町 | 建設課長 |
| | 飯島町 | 建設水道課長 |
| | 南箕輪村 | 建設水道課長 |
| | 中川村 | 建設水道課長 |
| | 宮田村 | 建設課長 |
| | 飯田市 | 土木課長 |
| | 松川町 | 建設課長 |

長野県道路メンテナンス会議 名簿

| | 所 属 | 役 職 |
|--|------|--------------|
| | 高森町 | 建設課長 |
| | 阿南町 | 振興課長 |
| | 阿智村 | 建設農林課長 |
| | 平谷村 | 産業建設課長 |
| | 根羽村 | 振興課長 |
| | 下條村 | 振興課長 |
| | 壳木村 | 産業課長 |
| | 天龍村 | 建設課長 |
| | 泰阜村 | 振興課長 |
| | 喬木村 | 建設課長 |
| | 豊丘村 | 産業建設課長 |
| | 大鹿村 | 産業建設課長 |
| | 上松町 | 建設水道課長 |
| | 南木曽町 | 建設環境課長 |
| | 木曽町 | 建設水道課長 |
| | 木祖村 | 建設水道課長 |
| | 王滝村 | 経済産業課長 |
| | 大桑村 | 建設水道課長 |
| | 松本市 | 維持課長 |
| | 塩尻市 | 建設課長 |
| | 麻績村 | 振興課長 |
| | 生坂村 | 振興課長 |
| | 山形村 | 建設水道課長 |
| | 朝日村 | 産業振興課長 |
| | 筑北村 | 建設課長 |
| | 安曇野市 | 建設課長 |
| | 大町市 | 建設課長 |
| | 池田町 | 建設水道課長 |
| | 松川村 | 建設水道課長 |
| | 白馬村 | 建設課長 |
| | 小谷村 | 建設水道課長 |
| | 千曲市 | 建設課長 |
| | 坂城町 | 建設課長 |
| | 須坂市 | 道路河川課長 |
| | 小布施町 | 建設水道グループリーダー |
| | 高山村 | 建設水道課長 |
| | 長野市 | 維持課長 |
| | 信濃町 | 建設水道課長 |
| | 飯綱町 | 建設水道課長 |

長野県道路メンテナンス会議 名簿

| | 所 属 | 役 職 |
|--------|--------------------------------|---------|
| | 小川村 | 建設経済課長 |
| | 中野市 | 道路河川課長 |
| | 飯山市 | 道路河川課長 |
| | 山ノ内町 | 建設水道課長 |
| | 木島平村 | 産業建設課長 |
| | 野沢温泉村 | 建設水道課長 |
| | 栄村 | 産業建設課長 |
| | 長野県建設部佐久建設事務所 | 整備課長 |
| | 長野県建設部上田建設事務所 | 整備課長 |
| | 長野県建設部諏訪建設事務所 | 整備課長 |
| | 長野県建設部伊那建設事務所 | 整備課長 |
| | 長野県建設部飯田建設事務所 | 整備課長 |
| | 長野県建設部木曽建設事務所 | 整備課長 |
| | 長野県建設部松本建設事務所 | 計画調査課長 |
| | 長野県建設部安曇野建設事務所 | 整備課長 |
| | 長野県建設部大町建設事務所 | 整備課長 |
| | 長野県建設部千曲建設事務所 | 整備課長 |
| | 長野県建設部須坂建設事務所 | 整備課長 |
| | 長野県建設部長野建設事務所 | 計画調査課長 |
| | 長野県建設部北信建設事務所 | 整備課長 |
| | 長野県道路公社 | 管理課長 |
| | 公益財団法人長野県建設技術センター | 次長 |
| | 上伊那広域連合 | 土木振興課長 |
| | 下伊那郡土木技術センター組合 | 次長兼業務課長 |
| | 木曽広域連合 | 建設課長 |
| | 北アルプス広域連合 | 所長兼総務課長 |
| | 長野建設事務協議会 | 次長 |
| オブザーバー | 国土交通省関東地方整備局 道路部 | 道路保全企画官 |
| | 国土交通省関東地方整備局 道路部 | 地域道路課長 |
| 事務局 | 国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所 計画課・管理第二課 | |
| | 国土交通省中部地方整備局 飯田国道事務所 管理第二課 | |
| | 長野県建設部 道路管理課課 | |
| | 東日本高速道路株式会社関東支社 長野管理事務所 | |
| | 中日本高速道路株式会社八王子支社 松本保全・サービスセンター | |

平成27年度第1回

長野県道路メンテナンス会議

1. これまでの動き

長野県道路メンテナンス会議の主な取り組み(1)

長野国道事務所

- 平成26年 4月14日 社会資本整備審議会道路分科会建議
「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」
- 5月28日 平成26年度 第1回長野県道路メンテナンス会議開催
- 9月26日 平成26年度 長野県道路メンテナンス会議 第1回幹事会開催
- 10月20日 平成26年度 第2回長野県道路メンテナンス会議開催
- 12月25日 平成26年度 第3回長野県道路メンテナンス会議開催
- 平成27年 3月13日 第1回長野県跨道橋連絡会議開催
- 3月19日 社会資本メンテナンス講演会開催

長野県道路メンテナンス会議の主な取り組み(2)

長野国道事務所

- ・橋梁点検講習会・現場研修会（2回開催）
- ・道路橋の定期点検に関する説明会



H26.12.15
(道路橋の定期点検に関する
説明会の実施状況)



H26.11.28（点検講習会の実施状況）



H26.11.28（点検講習会現場実習の実施状況）

道路の老朽化対策の本格実施に関する提言 概要



【1. 道路インフラを取り巻く現状】

(1) 道路インフラの現状

- 全橋梁約70万橋のうち約50万橋が市町村道
- 一部の構造物で老朽化による変状が顕在化
- 地方公共団体管理橋梁では、最近5年間で通行規制等が2倍以上に増加

(2) 老朽化対策の課題

- 直轄維持修繕予算は最近10年間で2割減少
- 町の約5割、村の約7割で橋梁保全業務に携わっている土木技術者が存在しない
- 地方公共団体では、遠望目視による点検も多く点検の質に課題

(3) 現状の総括(2つの根本的課題)

最低限のルール・基準が確立していない ↔ メンテナンスサイクルを回す仕組みがない

【2. 国土交通省の取組みと目指すべき方向性】

(1)メンテナンス元年の取組み

本格的にメンテナンスサイクルを回すための取組みに着手

- 道路法改正【H25.6】
 - ・点検基準の法定化
 - ・国による修繕等代行制度創設
- インフラ長寿命化基本計画の策定【H25.11】
 - 『インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議』
 - ⇒インフラ長寿命化計画（行動計画）の策定へ

(2) 目指すべき方向性

- ①メンテナンスサイクルを確定 ②メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

産学官のリソース(予算・人材・技術)を全て投入し、総力をあげて本格的なメンテナンスサイクルを始動【道路メンテナンス総力戦】

【3. 具体的な取組み】

(1)メンテナンスサイクルを確定(道路管理者の義務の明確化)

各道路管理者の責任で以下のメンテナンスサイクルを実施

[点検]

- 橋梁(約70万橋)・トンネル(約1万本)等は、国が定める統一的な基準により、5年に1度、近接目視による全数監視を実施
- 舗装、照明柱等は適切な更新年数を設定し点検・更新を実施

[診断]

- 統一的な尺度で健全度の判定区分を設定し、診断を実施

『道路インフラ健診』

(省令・告示: H26.3.31公布、同年7.1施行予定)

| 区分 | 状態 |
|------------|---------------------------------------------|
| I 健全 | 構造物の機能に支障が生じていない状態 |
| II 予防保全段階 | 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態 |
| III 早期措置段階 | 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講すべき状態 |
| IV 緊急措置段階 | 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講すべき状態 |

[措置]

- 点検・診断の結果に基づき計画的に修繕を実施し、必要な修繕ができない場合は、通行規制・通行止め
- 利用状況を踏まえ、橋梁等を集約化・撤去
- 適切な措置を講じない地方公共団体には国が勧告・指示
- 重大事故等の原因究明、再発防止策を検討する『道路インフラ安全委員会』を設置

[記録]

- 点検・診断・措置の結果をとりまとめ、評価・公表(見える化)

(2)メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

メンテナンスサイクルを持続的に回す以下の仕組みを構築

[予算]

- (高速) ○高速道路更新事業の財源確保(通常国会に法改正案提出)
- (直轄) ○点検、修繕予算は最優先で確保
- (地方) ○複数年にわたり集中的に実施する大規模修繕・更新に対して支援する補助制度

[体制]

- 都道府県ごとに『道路メンテナンス会議』を設置
- メンテナンス業務の地域一括発注や複数年契約を実施
- 社会的に影響の大きな路線の施設等について、国の職員等から構成される『道路メンテナンス技術集団』による『直轄診断』を実施
- 重要性、緊急性の高い橋梁等は、必要に応じて、国や高速会社等が点検や修繕等を代行(跨道橋等)
- 地方公共団体の職員・民間企業の社員も対象とした研修の充実

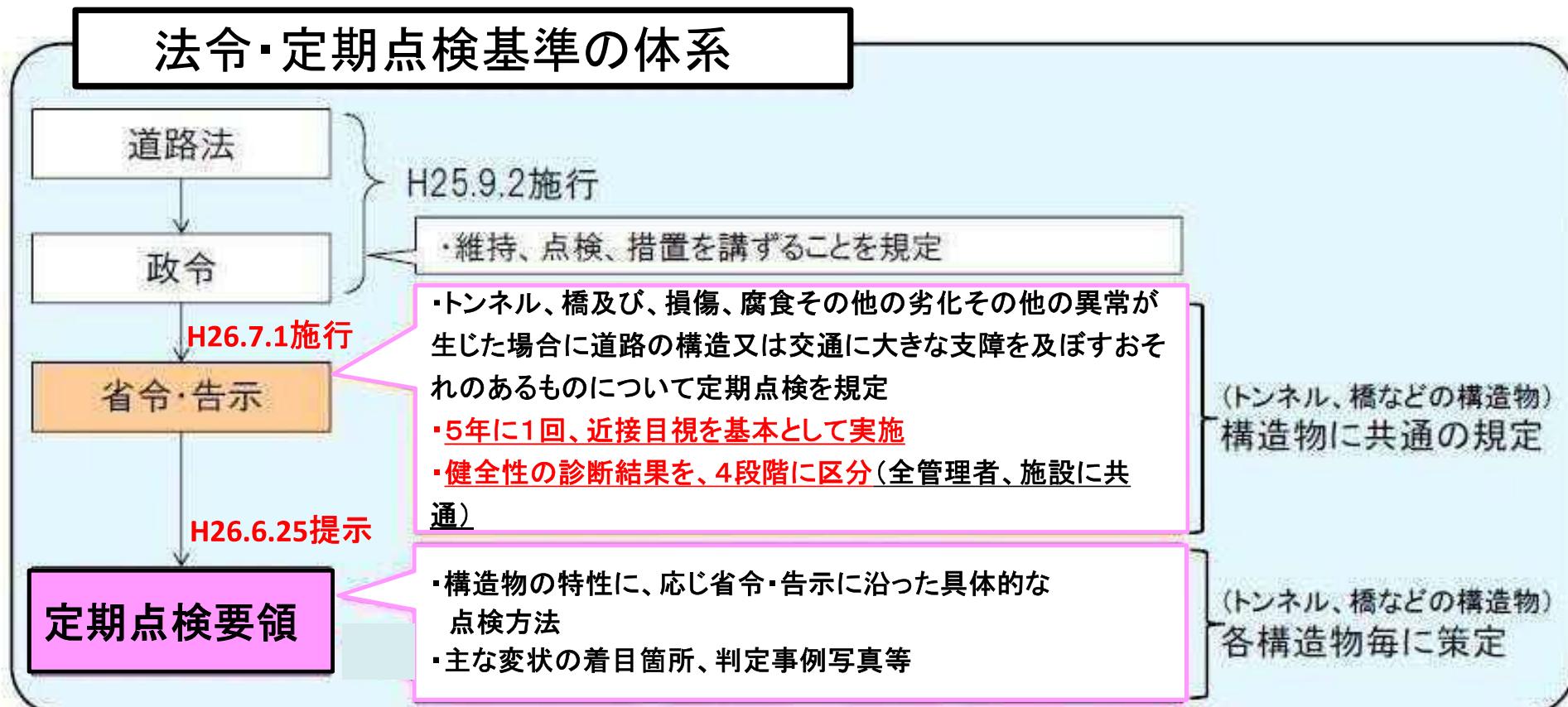
[技術]

- 点検業務・修繕工事の適正な積算基準を設定
- 点検・診断の知識・技能・実務経験を有する技術者確保のための資格制度
- 産学官によるメンテナンス技術の戦略的な技術開発を推進

[国民の理解・協働]

- 老朽化の現状や対策について、国民の理解と協働の取組みを推進

- ①省令・告示で、5年に1回、近接目視を基本とする点検を規定、健全性の診断結果を4つに区分。
(トンネル、橋などの構造物に共通)
- ②市町村における円滑な点検実施のため、点検方法、主な変状着目箇所、判定事例写真等を加えたものを定期点検要領としてとりまとめ。(トンネル、橋などの構造物毎)



跨道橋連絡会議の設置について

第1回長野県跨道橋連絡会議を平成27年3月13日に開催

- 会長 長野国道事務所長
 - 構成メンバー 対象となる道路法上の道路以外の施設(計57施設)の管理者及び道路管理者
 - 内容 対象施設について、点検・診断の定期的な実施等を依頼
- ※補助国道、都道府県道、市町村道については「緊急輸送道路」に指定されている道路を対象

今後の跨道橋・跨線橋の対応について

※H26.12.17道路技術小委員会資料より

資料5-7

| 上の管理者 下の管理者 | 高速会社 | 直轄 | 公社 | 都道府県 市区町村 | 道路法外 | その他 | 鉄道 |
|-------------------------|------|----------------------------------|----------------|--------------|------|--------------------------------------------------|-------------------------------|
| 高速会社 | | | | | | | 地方連絡会議 <事務局> 整備局 運輸局 |
| 直轄 | | 道路メンテナンス会議 【都道府県単位で設置済み】 | | | | 跨道橋 連絡会議 (仮称) 【道路メンテ ナンス会議の 下部組織】 | |
| 公社 | | | <事務局> 国道事務所 | | | <事務局> 国道事務所 | |
| 都道府県 市区町村 ※緊急輸送道路 | | | | | | | |
| 道路法外 | その他 | | 個別協議 | | | | |
| | 鉄道 | 地方連絡会議(整備局毎に設置済) <事務局>整備局・運輸局 | | | | | |

高速道路跨道橋の点検状況について

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成27年2月10日
道 路 局

高速道路跨道橋の点検状況について

高速道路を跨ぐ橋梁（以下、「高速道路跨道橋」）に関しては、平成25年10月に会計検査院が高速道路6会社[※]に処置要求、平成26年6月には参議院警告決議がなされ、点検の実施や必要な補修を行うことが求められています。

これを受けて、国土交通省では、道路法上の道路に指定されている高速道路跨道橋に関して、平成26年度内にすべて点検を完了する予定であり、引き続き省令に基づく5年に一度の近接目視点検を行なながら、必要な補修を実施することとしています。

また、高速道路6会社に、高速道路跨道橋の管理者との情報共有体制の構築や、管理者に対して点検や補修の実施を要請するよう指示し、自らも高速道路跨道橋の所管省庁に、同様の要請を行ってきました。

さらに、管理者が老朽化した高速道路跨道橋を撤去する取り組みもはじまっています。

このたび、これらの取り組みの一環として、平成27年1月1日時点の高速道路跨道橋の点検状況などを取りまとめましたので、お知らせします。

〈高速道路跨道橋の点検状況〉

| 高速道路跨道橋の総数（①） | 5,798橋 |
|---------------------------|--------|
| 平成27年1月1日時点での点検済みの跨道橋数（②） | 5,415橋 |
| 点検実施率（②/①） | 93% |
| 平成27年3月末までに点検済みとなる跨道橋数（③） | 5,469橋 |
| 点検実施率（③/①） | 94% |

今後も引き続き、高速道路のすべての跨道橋が速やかに点検されるよう取り組むとともに、定期的な点検や必要な修繕を促し、老朽化に備えることで、高速道路利用者の安全を確保してまいります。

※東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社

国土交通省
関東地方整備局

※H27.2.10 道路局記者発表資料より

（参考）跨道橋を含む橋梁の老朽化対策の取り組み

高速道路跨道橋の取り組み

■情報共有体制の構築

- 国交省の「道路メンテナンス会議」、高速道路会社の「跨道橋連絡協議会」を通じて情報共有を図るとともに、点検推進を支援

跨道橋連絡協議会での取組み

- 跨道橋連絡協議会の概要
(平成25年12月までに全都道府県毎に設置)

【会員】
高速道路を跨ぐ跨道橋（連結部の跨道橋も含む）

【体制】
高速道路会社
地方整備局
地方公共団体
運輸省
民間業者 等



- 取り組み状況

- 情報共有

- 点検実施の意識

○ 新たに道路メンテナンス会議の下部組織として

設置される「跨道橋連絡会議(仮称)」へと実質的に改組（平成26年度内）

■技術協力・点検・補修の促進

- 高速道路会社が市町村等の跨道橋管理者から委託し、点検・補修を実施



平成26年度の委託・請負状況（平成27年1月1日時点）

・委託：105自治体、432橋
・補修：45自治体、103橋

■所管省庁への要請

- 点検未実施の跨道橋管理者の所管省庁に、点検促進を要請する文書を提出

道路法以外の跨道橋で、点検未実施の跨道橋に関しては、管理者及び所管省庁に、速やかな点検や必要な補修の実施を要請

道路橋全体での取り組み

■点検義務の明確化

- 道路法施行規則を改正し、5年に1度、近接目視による全数監視を実施
- 内情な点検実施のため、変状の看目箇所等を記載した定期点検要領を策定

- 定期点検要領（平成26年3月31日公示、7月1日施行）（抄）

（道路の維持又は修繕に関する技術的基準等）
点検は、近接目視により、5年に1回の頻度で行うことを基本とすること。

- 定期点検要領（平成26年8月）

【内容となる定期点検】
定期点検
定期ランチル
フェニックス、大型カルバート等
定期歩道橋
定期検査等



■体制の構築

- 平成26年7月までに全都道府県毎に「道路メンテナンス会議」を設置し、情報共有を図るとともに効率的な点検実施推進を支援

- 道路メンテナンス会議

【体制】
- 地方整備局（高速事務所）
- 地方公共団体
- 高速道路会社
- 運輸省



跨道橋の点検推進に向けた取り組み

- 高速道路上の跨道橋のうち、道路法上の種別は平成26年度内に全て点検完了予定
- 道路法以外の跨道橋の点検推進のため「跨道橋連絡会議」を平成26年度内に設置し、引き続き管理者及び所管省庁に点検実施を要請

国民への発信（パネル展の実施状況）

＜老朽化対策パネル展＞



(千曲市更埴体育馆前)



(松本駅自由通路)



(「道の駅」信州新町)

2. 平成27年度の取組みについて

平成27年度の主な取り組み

平成27年度については、道路メンテナンス会議において次の取り組み等を行う予定

- 平成26年度の点検結果の取りまとめ
- 点検計画に基づいた定期点検の実施状況の確認
- メンテナンスに関する情報の把握・蓄積、情報の共有化・見える化
- メンテナンスに関する研修の実施
- 老朽化に関する広報の実施



H26.5.28
(道路メンテナンス会議の実施状況)



H26.11.12
(信州大学の学生を対象とした見学会の
実施状況)



H26.12.17
(国民への発信:<老朽化対策パネル展>
松本駅自由通路の実施状況)

跨道橋・跨線橋の点検について



【跨道橋の点検について】

- ・跨道橋については、第三者への被害防止のために、優先的に点検を実施。
- ・緊急輸送道路*を跨ぐ施設のうち、鉄道橋を除く、道路法上の道路以外の施設(農道、林道、認定外道路、水管橋等)の点検・診断、補修等の状況把握のため、「長野県跨道橋連絡会議」(議長:長野国道事務所長)を長野県道路メンテナンス会議の下部組織として設置(H27.3.13 開催)

*高速道路、直轄国道、公社道路は全ての道路を対象

⇒H27年度も状況を把握し点検を要請

【跨線橋の点検について】

- ・長野県道路メンテナンス会議では、JR東日本長野支社、JR西日本金沢支社、JR東海総合技術本部等と跨線橋点検に関する包括協議を行い、県内全ての道路管理者の、**5年間の跨線橋点検計画を含んだ確認文書を締結(H27.4)**
- ・今後、**H26年度の点検実施状況を精査**し、状況を踏まえ、JR東日本等と再度協議を行い、跨線橋点検計画を見直す予定。
- ・各道路管理者は、跨線橋点検にあたり、鉄道事業者と橋梁毎の個別協定を締結。

<JR東日本、JR貨物の跨線橋点検計画(H27.4)の跨線橋数>

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | 合計 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| ①JR東日本 | 6 | 24 | 37 | 36 | 37 | 140 |
| ②JR東海 | 2 | 15 | 21 | 10 | 9 | 57 |
| ③JR西日本 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| ④JR貨物 | 0 | 0 | 2 | 3 | 1 | 6 |

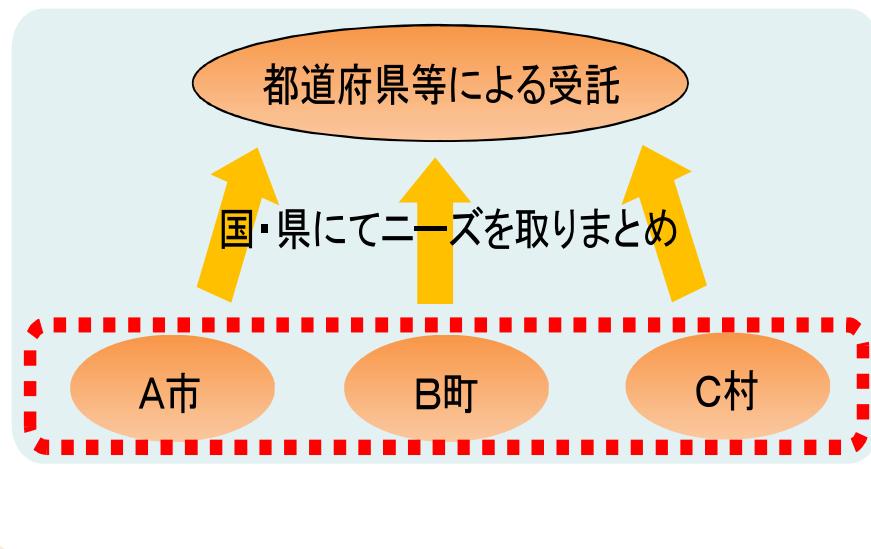
道路事業における地域一括発注の取り組みについて

○市町村の人不足・技術力不足を補うために、市町村が実施する点検・診断の発注事務を都道府県等が受委託することで、地域一括発注を実施

※平成27年度実施予定

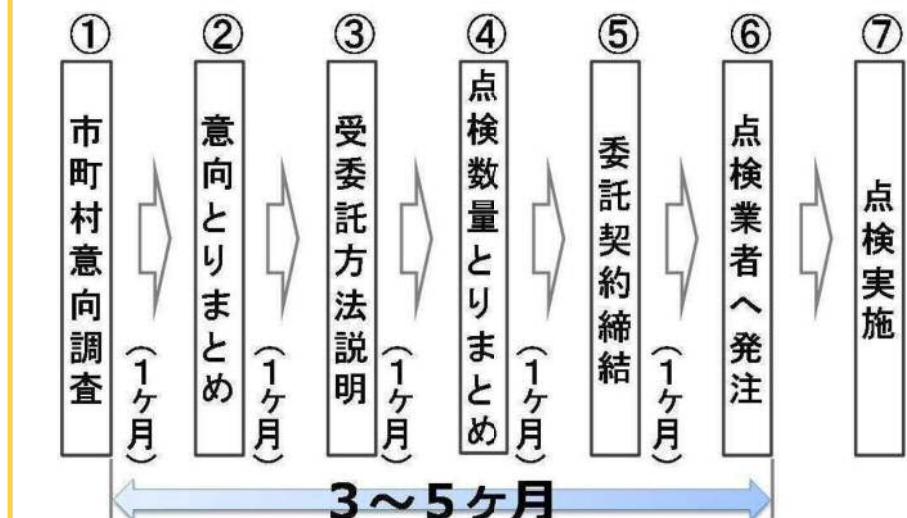
【イメージ図】

- ・市町村のニーズを踏まえ、
地域単位での点検業務の一括発注等の実施



【手続きの流れ】

- ・国、都道府県にて市町村の意向調査を実施し、
点検数量をとりまとめた上で、点検業者へ発注



メンテナンス研修:橋梁

〈1～2日間、各県内毎に開催(県独自の研修と共催を調整中)〉

対象:自治体職員(及び直轄職員)

予定人数:1会場40名程度

時期:7月以降時期未定

目的:管理者又は発注者として必要な知識の習得を
目的として、橋梁、トンネルに係る点検要領の
理解に係わる講義



H26.11.28 橋梁点検講習会

老朽化に関する広報

対象:一般

時期:7月以降(時期未定)

目的:国民の理解と協働を図るため道の駅等の数施設で
パネル展を開催



H26.8.31老朽化パネル展・千曲市更埴体育館

3. 地方整備局からの情報提供

点検・診断結果を踏まえた措置方針

- 市町村における点検・診断結果は、道路メンテナンス会議で評価
- 判定区分IV(緊急措置段階)の橋梁等は、「通行止め」「通行規制」もしくは「応急措置」等を実施した上で、「修繕」「更新」「撤去」のいずれかの措置方針を速やかに決定

【点検・診断結果の評価】

- (1)道路メンテナンス会議において、各道路管理者ごとの点検・診断結果を集計し、共有
- (2)各道路管理者の責任の下、(1)を参考に自らの点検・診断結果をチェックし、必要に応じて対応。そのうえで、判定区分割合は最終的に公表

定期点検結果を踏まえた橋梁の判定区分割合(イメージ)

| 判定区分 | I | II | III | IV |
|------|------|------|------|------|
| 橋梁 | ○%程度 | ○%程度 | ○%程度 | ○%程度 |

※橋梁の築年数、交通・地形・気象等の環境等を考慮した分類を検討

※判定区分 I:健全 II:予防保全段階 III:早期措置段階 IV:緊急措置段階

【判定区分IVとされた施設の措置】

- (1)「通行止め」「通行規制」もしくは「応急措置」等を実施した上で措置方針を速やかに決定し、道路メンテナンス会議へ報告
- (2)措置方針は「修繕」「更新」「撤去」のいずれかから選択するとともに、その実施時期を明確化

【緊急対応事例】

■兵庫県高砂市 谷川橋
たかさご たにがわ
1972(昭和47年)開通:43歳



【経緯(平成27年)】

○2月4日 :定期点検で、
著しい断面欠損を確認

- 2月5日 :学識経験者へ意見聴取→**判定区分IVと診断**
- 2月7日~ :**通行止め**(緊急対応)
- 平成27年度内 :修繕工事を実施予定

■愛知県犬山市 彩雲橋
いぬやま さいうんばし
1929(昭和4年)開通:86歳



【経緯(平成27年)】

○2月19日 :定期点検で**Co支柱の傾斜・洗掘を確認**判定区分IVの疑い)

※毎日、変状を確認するため犬山市によりパトロールを実施

- 3月4日 :犬山市から名古屋国道事務所へ**支援要請**
- 3月4日 :中部地方整備局職員が現地確認し、技術的助言→**道路管理者の判断として、判定区分IIIと診断**

道路メンテナンスの見える化の取り組み方針①

- 平成26年度より全道路管理者において、橋梁・トンネル等の近接目視による定期点検や健全度の判定、点検・診断結果に基づいた措置を実施。これらについて結果を『見える化』し、国民の理解を促進するため『道路メンテナンス年報』を作成
- 『道路メンテナンス年報』は、全道路管理者の点検状況等を毎年とりまとめ公表。また、収集したデータを共有できるシステムを検討

【目次(橋梁の例)】

- I. 橋梁の諸元・現状
(管理者別橋梁数・橋面積、橋長別橋梁数、建設年度別橋梁数)
- II. 点検・診断
(点検計画、平成26年度定期点検実施状況、平成26年度点検結果、判定区分IVのリスト)
- III. 措置
(判定区分IVの措置状況)

【データ収集項目】

《諸元》

施設名、路線名、建設年度、施設延長（橋長）、幅員、幅員、管理者名、上下線、当該施設の緊急指定道路の指定（1～3次）、橋梁下条件（緊急指定道路、新幹線、その他鉄道）等
※不明データについては順次更新（建設年度、幅員等）

《点検データ》

点検計画、点検実施年月日、橋梁全体・部材毎の判定区分、修繕計画、修繕内容、措置記録 等

【I. 橋梁の諸元・現状(管理者別の状況)】

- 約70万橋のうち、地方公共団体が管理する道路橋が約66万橋と全体の9割以上

■道路管理者別橋梁数・橋面積

| | 橋梁数 | 橋面積 |
|--------|-------------------|-----|
| 国 | | |
| 高速道路会社 | | |
| 都道府県 | | |
| 市区町村 | 480,000橋 (68%) | |
| 合計 | | |



出典) 日本 道路局調べ (2014.12)
米国 橋梁数、機関署: U.S. Department of Transportation
FHWA National Bridge Inspection 2013年

■道路橋に関する米国との比較

【日本】



【米国】



※日米の国が管理する橋を同比率とした場合の地方自治体が管理する橋の状況を比較した場合

道路メンテナンスの見える化の取り組み方針②

※H27.4.8社整審 基本政策部会資料より

【I. 橋梁の諸元・現状(建設年度別の状況)】

- 高度成長期である1970年代に建設された橋梁が約26%
- 建設後50年を経過した橋梁の割合は、現在は約18%だが、10年後は約42%に急増

■建設年度別橋梁数分布

※この他に建設不明橋梁が約24万橋

■建設後50年を経過した橋梁数（2015時点、2025時点）

■建設年度不明橋梁の内訳

| 管理者別 | 高規道路会社 | 国 |
|------|--------|----|
| 15% | 85% | 0% |

| 橋長別 | 0m以上15m未満 | 15m以上50m未満 | 50m以上 |
|-----|-----------|------------|-------|
| | 97% | 2% | 1% |

【II. 点検・診断、III. 措置】

- 平成26年度、全道路管理者の定期点検実施率は、道路橋約10%、道路トンネル約15%、道路附属物等約16%
- 緊急措置が必要な橋梁(判定区分IV)は●橋

■平成26年度定期点検実施状況（管理者別）

| 管理者 | 橋梁数 | H26実施数 | 実施率 |
|----------|-----|--------|-----|
| 国 | | | |
| 高速道路会社 | | | |
| 都道府県・政令市 | | | |
| 市区町村 | | | |
| 合計 | | | |

■跨道橋・跨線橋 点検実施状況

| 点検実施率 | 緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋 | 跨線橋 | 緊急輸送道路を構成する橋梁 |
|-------|--------------|-----|---------------|
| ○% | ○% | ○% | ○% |

■平成26年度定期点検結果（直轄国道の道路橋）

△%
○%
□%
×%
■判定区分I（健全）
□判定区分II（予防措置段階）
□判定区分III（早期措置段階）
■判定区分IV（緊急措置段階）

■判定区分IV（緊急措置が必要）の箇所リスト

| 橋梁名 | 道路管理者 | 設置年 | 橋梁の状態 | 措置方針 |
|-----|-------|------|-------|------|
| ○○橋 | ××市 | 1987 | 床版に亀裂 | 通行規制 |
| △△橋 | ××町 | 1965 | 支承の病害 | 通行止め |
| × | + | + | + | + |
| ××橋 | □□村 | 1988 | … | … |

『道路メンテナンス年報』のイメージ②

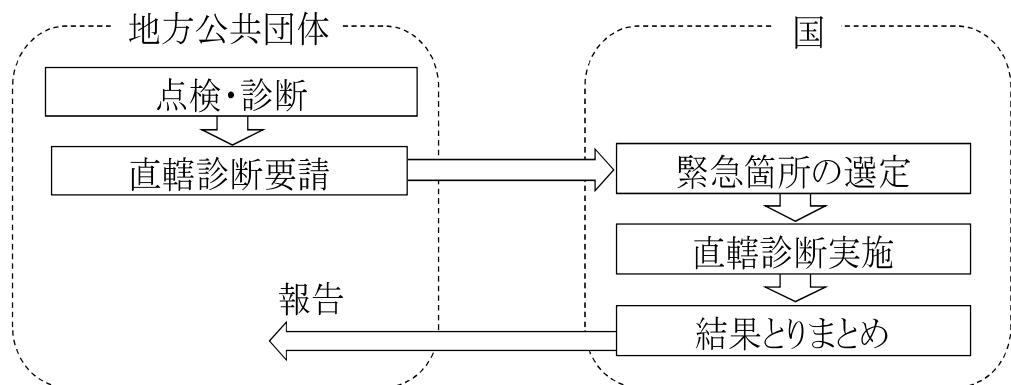
18

『道路メンテナンス技術集団』による『直轄診断』

- 地方公共団体への支援策の一つとして、緊急かつ高度な技術力を要する可能性が高い橋梁について、「直轄診断」を試行的に実施
- 直轄診断を実施した橋梁については、各道路管理者からの要請を踏まえ、修繕代行事業や大規模修繕・更新補助事業の着手を検討

直轄診断:「橋梁、トンネル等の道路施設については、各道路管理者が責任を持って管理する」という原則の下、それでもなお、地方公共団体の技術力等に鑑みて支援が必要なもの(複雑な構造を有するもの、損傷の度合いが著しいもの、社会的に重要なものの、等)に限り、国が地方整備局、国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所の職員で構成する「道路メンテナンス技術集団」を派遣し、技術的な助言を行うもの。

【全体の流れ】



【直轄診断の実施状況】



【H26直轄診断実施箇所と診断結果概要】

■三島大橋(福島県三島町)

アーチにおける継ぎ手部の高力ボルトについて、ゆるみ・脱落しているものが多数発見



■大前橋(群馬県嬬恋村)

床版、高欄部等におけるひびわれ部から水が内部に侵入し、鉄筋の腐食が進行
なお、大型車通行規制の解除を行うためには架替が必要

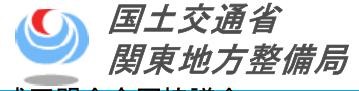


■大渡ダム大橋(高知県仁淀川町)

メインケーブルの防食部の腐食が進行し、内部のケーブル素線が剥き出し状態



大規模修繕・更新補助制度の創設



※H27.4.15

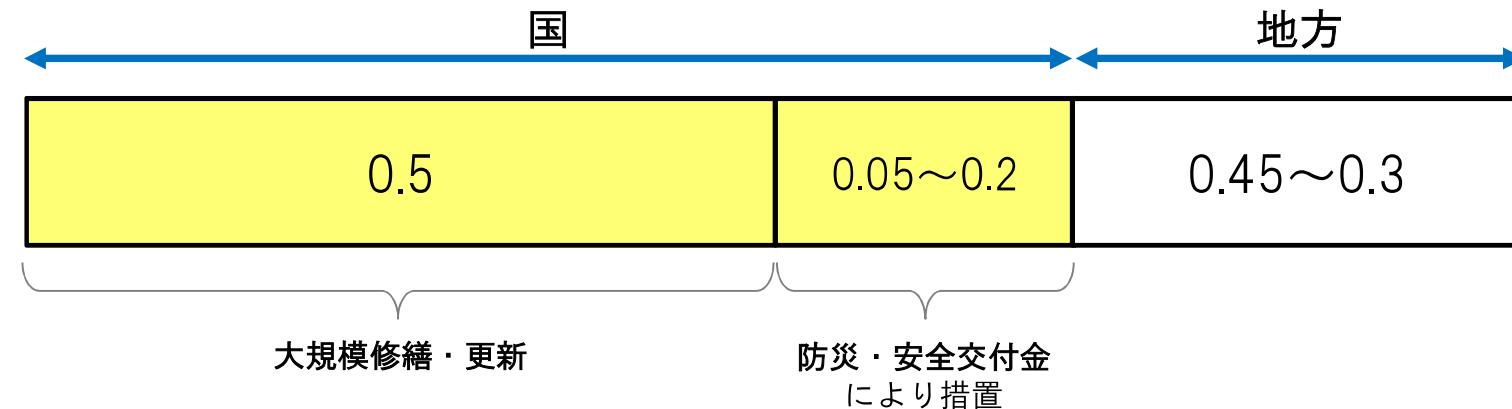
道路整備促進期成同盟会全国協議会
組織財務委員会・都道府県幹事会合同会議より

- 地方公共団体における大規模修繕・更新を複数年にわたり集中的に支援するため、新たな個別補助制度(大規模修繕・更新事業)及び当該制度に係る国庫債務負担行為制度を創設する。

新たな個別補助制度

補助率：現行法令通り

(ただし、現行の交付金国費率までの範囲内で、当該補助率を上回る分について防災・安全交付金により措置)



➡ 個別の事業毎に採択するため、課題箇所に確実に予算が充当

要件

- ・都道府県・政令市の管理する道路の場合 : 全体事業費100億円以上
- ・市区町村の管理する道路の場合 : 全体事業費 3億円以上 のものに限る

道路事業における防災・安全交付金の重点配分の例（H27概算）

※H27道路関係予算概要(H27.1)より

道路施設の適確な維持修繕の推進

道路法施行規則第4条の5の2の規定に基づく
定期点検（基幹事業）



跨線橋の点検

橋梁、トンネル等の修繕・更新

高速自動車国道
一般国道
地方道
橋梁の長寿命化計画に基づく修繕・更新対象橋梁

修繕・更新（基幹事業）



橋梁の修繕

長寿命化計画の策定
（基幹事業）

●●県インフラ長寿命化計画
(行動計画)

(長寿命化計画)

橋
梁

ト
ン
ネ
ル

大
型
構
造
物

橋梁、トンネル等の定期点検
及び長寿命化計画の策定

橋梁等の撤去
（効果促進事業）



橋梁の撤去

道路事業における防災・安全交付金の重点配分の例（H27概算）

※H27道路関係予算概要(H27.1)より

通学路の要対策箇所における安全の確保

【対策検討メンバー】

- ・教育委員会、学校、PTA
- ・道路管理者
- ・警察署
- ・利用者団体

- ・歩くのに電柱が邪魔になり、車道へ入り込む



- ・対策メニュー
- ・無電柱化

- ・狭い歩道の中にバス停があり、バスを待つ人がいる場合など危険



- ・対策メニュー
- ・バス停周辺歩道整備

- ・自転車と徒步通学する児童が錯綜し危険

- ・対策メニュー
- ・自転車通行空間の整備



- ・踏切内の歩行空間が狭く、児童と車が輻輳し危険



- ・対策メニュー
- ・踏切の拡幅

- ・国道の渋滞を避けて抜け道として利用する大型車が多いが、歩道がなく危険



- ・対策メニュー
- ・大型車通行禁止
- ・狭く、ハンプの設置

- ・歩道の幅員が狭く、また段差がある箇所があり転倒の危険

- ・対策メニュー
- ・歩道拡幅
- ・バリアフリー化



-----: 通学路(学校指定)

●: 要対策箇所

道路事業における社会资本整備総合交付金の重点配分の例（H27概算）

※H27道路関係予算概要(H27.1)より

ICアクセス道路等の整備



※H26年度実績：延べ211名の地方公共団体職員（約79市町村）が受講

【H27年度研修（計画）】

道路構造物管理実務者研修

〈4日間（橋梁）3日間（トンネル）、関東技術事務所〉

- 対象：自治体職員及び直轄職員
- 予定人数：280名程度（うち自治体職員250名程度）
- 時期：
橋梁 I H27.9.15～9.18 及び H27.10.6～10.9
各60名程度
橋梁 II H27.11.24～11.27 及び H27.12.1～12.4
各60名程度
トンネル H27.9.28～9.30 40名程度
- 場所：
- 目的：地方公共団体の職員の技術力育成のため、点検要領に基づく点検に必要な知識・技能等を習得するための研修。

※ 募集時期：7月中旬～8月上旬（予定）



～自治体職員約200人に点検技術を養成～

市町村職員がメイン！

中部地整としても初めての取組

中部地方整備局では、メンテナンス技術者不足が指摘されている地方自治体への技術的支援の一環として、『道路構造物管理実務者研修』(橋梁初級Ⅰ)を1月26日より開始。

研修は『地方公共団体の職員の技術力育成のため、点検要領に基づく点検に必要な知識・技能等を取得すること』を目的。

研修期間は4日間で、1期～5期の5回に亘って開催。

【開催期間】

| | |
|----|-----------|
| 1期 | 1/26～1/29 |
| 2期 | 2/2～2/5 |
| 3期 | 2/9～2/13 |
| 4期 | 2/16～2/19 |
| 5期 | 2/23～2/26 |

【カリキュラム概要】

| | カリキュラム |
|-----|----------------------------------------------------------|
| 1日目 | 概論・点検一般（橋の構造の基本、点検法令体系等） |
| 2日目 | 損傷・診断（鋼部材、コンクリート部材、下部構造等） |
| 3日目 | 付属物（標識、照明施設等）、横断歩道橋の点検要領概論 土工構造物（シット、大型カルバート等）の点検要領概論 |
| 4日目 | 現地実習（橋梁、函渠） |



道路部長の講義で5期に亘る研修がスタート！



マスコミ取材もありました



国総研室長の熱のこもった講義



熱心に受講する参加者



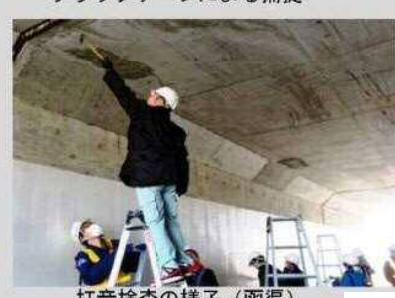
現地実習で説明する講師



クラックゲージによる捕捉



桁端部の損傷状況の確認



打音検査の様子（函渠）

◆道路構造物管理実務者研修【橋梁初級Ⅰ】

平成27年度の『道路構造物管理実務者研修』(橋梁初級Ⅰ)については、平成26年度と同様に5回開催予定。

実施期間(予定)は以下の通り。 【定員:45名】

| 回 数 | 期 間 |
|-----|------------------------|
| 1 期 | 平成27年5月18日(月)～5月21日(木) |
| 2 期 | 平成27年6月22日(月)～6月25日(木) |
| 3 期 | 平成27年7月21日(火)～7月24日(金) |
| 4 期 | 平成27年9月28日(月)～10月1日(木) |
| 5 期 | 平成28年1月25日(月)～1月28日(木) |

現在、平成27年度の参加者募集中！

平成27年度の研修参加者については、各県の道路メンテナス会議を通じて、各自治体に参加希望を募集しているところ。

当面、1期～3期の参加希望について3月末までに集約済み。

※ 別途、『道路構造物管理実務者研修』【トンネル】について、平成28年1月18日(月)～1月20日(水)に開催。

◆各県メンテナンス会議主催現地講習会

メンテナンス会議の研修部会などを活用し、年間計画を策定し、適宜開催予定。

◆民間技術者向け講習会の支援【参考】

以下研修について、
講師協力及び実習現場を提供

主催:全国建設研修センター、建設コンサルタント協会の共催

目的:民間企業の技術者を対象に道路橋等の道路構造物について、国土交通省が定めた法定点検に必要なメンテナンス技術を習得させる。
(橋梁初級Ⅰ研修と同質の研修)

場所:座学=東京及び地方サテライト会場
現場=地方整備局の現場

時期:6月2日(火)～5日(金)
現場は、5日23号名南橋を予定



H26 メンテナンス会議主催現地講習会の様子

○道路インフラの現状や老朽化対策についてパネル展を中部管内(岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・長野県)では147会場で開催



鈴鹿市役所(6/12～6/27)



岐阜市役所(6/9～6/13)

【道路老朽化対策パネル展の様子】